

令和6年度公益財団法人中央果実協会公募事業
加工・業務用果実安定供給連携体制構築事業（国産果実需要適応型取引手法実証の取組）
実施要領

1 事業の目的

農業所得を確保するには、産地が取り組む生産・流通実態を踏まえ、取引業者との間で再生産価格を確保しうる合理的な価格形成が行われるよう契約取引等の計画的な取引の導入が必要である。他方、近年の果実を取巻く環境は、消費者嗜好が生鮮需要から加工・業務用需要へシフトするとともに、流通ルートや販売形態が多様化しており、産地自らがこれらに対応した取組を戦略的に進めることが重要である。そこで、消費者や実需者など川下の需要に即して果実を供給するとともに、多様な販売形態や流通経路に対応した計画的な取引手法を実証し、産地の取組を反映した価格形成が行われる体制の構築に向けて支援する。

2 事業の内容

生産者と取引先との間で生産者が再生産価格を確保しうる合理的な生産・流通体制を構築するための契約取引等による計画的な取引手法を実証するため、以下の事業を行う。

- (1) 川下のニーズに即した果実の供給により合理的な価格形成を行うため、検討会の開催、需要調査、生産・流通コスト調査を行い、取引先とともに供給・販売計画を作成する。
- (2) (1)の計画に基づき計画的な取引を実証するにあたり、以下の①～③の取組を実施することができる。
 - ① 需要に即した果実の安定供給に向けた取組に必要な研修会の開催、展示ほの設置、栽培マニュアルの作成、産地指導
 - ② 販売形態に適応した流通の効率化・低コスト化・多様化への取組に必要な出荷規格の簡素化、通い容器の借上使用、貯蔵による出荷時期の調節、ロットの拡大に向けた産地間の果実の運搬、多様な販売形態や流通経路に対応した果実の調製、流通先に応じた出荷規格の設計
 - ③ 国産果実の需要拡大に向けた取組に必要な消費者等への理解醸成活動
- (3) 取組の成果に係る報告書を作成する。

3 事業実施者

事業実施者は、①生産出荷団体、②生産出荷団体と契約取引等による計画的な取引を行う卸売業者、果実加工業者、外食・中食業者及び③生産者、生産出荷団体、果実加工業者等で構成する協議会とする。

4 補助率、補助額の上限

補助率は定額とする。補助額は、1事業実施者あたり700万円を上限とする。

5 補助対象経費

- (1) 本事業の補助対象となる経費は、次のとおり。
 - ① 供給・販売計画の作成については、検討会資料印刷費、検討会会場借上費、委員旅

費・謝金、需要調査や生産流通コスト調査に係る旅費・調査員手当、アルバイト賃金等

- ② 安定供給に向けた取組については、展示ほ借上費、展示ほ資材費、マニュアル印刷費、研修会資料印刷費、講師旅費・謝金、会場借上費、研修旅費、指導旅費、指導資材費等
- ③ 流通の効率化、低コスト化及び多様化に向けた取組については、規格板等試作費、通い容器借上費、パック等容器の試作費、冷蔵コンテナ等借上費、貯蔵資材費、産地間等の掛かり増し果実運搬費、再選別等の掛かり増し果実選別費、カットや鮮度保持等果実の簡易な調製に要する経費、試作・分析用サンプル果実費等
- ④ 需要拡大に向けた取組については、資料印刷費、アンケート調査・分析費、理解醸成活動旅費、会場借上費、果実運搬費、備品借上費、機能性成分等分析費、GAP・トレーサビリティ導入に係る検討会資料印刷費、研修旅費・参加費、マニュアル印刷費、システム借上費等（不特定多数を配付対象としたチラシ、のぼり、ポスター等の販促資材の作成及び店頭での販売補助員の雇用は除く。）
- ⑤ 報告書作成費については、外部委員への執筆謝金、印刷製本費等

ただし、事業実施者が消費税の課税事業者である場合、上記経費に係る消費税仕入控除税額については、仕入税額として納付税額からの控除の対象となるため、補助の対象としない。

- (2) 事業実施者は、必要に応じ、事業の一部を委託することができる。この場合、委託費の上限は事業費の総額の2分の1以内とする。

6 事業実施者の公募及び補助金の交付決定

- (1) 上記の事業を実施するため、公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）は「公益財団法人中央果実協会事業公募要領」（以下「公募要領」という。）及び本実施要領に従い、適切な団体・機関を公募する。
- (2) 応募しようとする者は、公募要領等に従い、別紙様式（1）の補助金交付申請書に必要事項を記入し、事業実施計画を添えて、1部を中央果実協会に提出する。提出の方法は、郵送、宅配便又は電子メール（申請書類等のファイルを添付）とする。
- (3) 事業実施計画の採択に当たっては、公募要領に基づき審査する。この場合下記ア～ウの事項に留意するものとする。また、多数の応募者があり、応募額の合計が予算額を超える場合は、エ及びオの観点を加えて審査の上、適切なものから採択する。なお、審査においては、事業実施計画の一部修正等採択に当たっての条件を付すことがある。

ア 本事業による成果が生産者の再生産価格の確保及びその理解醸成に資するものであること。

- イ 事業実施計画に沿って、事業を的確に実施できると見込まれること。
- ウ 本事業に係る事業及び経理の執行において、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- エ 下記の「特に推進すべきテーマ」に沿う取組であること。
- オ 前年度、本事業を実施した者でないこと。

【特に推進すべきテーマ】

- A カットフルーツ等新たな流通・販売形態への対応
- B 学校給食用取引への対応
- C 加工・業務用取引への対応
- D 従来の出荷時期とは異なる取引への対応

(4) 中央果実協会は、審査の結果について応募者に通知するとともに、事業実施計画が採択された応募者に対し補助金の交付決定を行う。

7 事業の実施期間

令和7年2月28日まで

ただし、事業開始日は、補助金交付決定日以降とする。

8 事業の実績報告

事業実施者は、事業を完了したときは別紙様式(2) 事業実績報告書兼補助金支払請求書により速やかに中央果実協会に報告するものとする。報告の期限は令和7年3月7日とする。

9 補助金の額の確定と支払い

(1) 中央果実協会は、前項の事業実績報告書兼補助金支払請求書の内容が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、事業実施者に支払う。

(2) 補助金の確定額は、補助事業に要した実支出額と6の(4)の交付決定額とのいずれか低い額とする。

10 事業の実施に係る留意事項

(1) 2の(2)の計画的な取引の実証に取り組む場合は、事業の申請時に、連携を確認できる書類(取引確認書、事業協力同意書、取引契約書等の写し)を添付する。

なお、連携を確認できる書類は、補助金交付申請書の提出時に添付することを原則とするが、やむを得ない場合は、採択後、速やかに提出することとする。

(2) 取引価格については本事業の取組により合理的な価格形成を行うこととし、不当な利益又は損害を得る者が無いようにする。

(3) 本事業は国内における果実の流通・需要拡大を前提とするため、輸出等海外向けの調査・取組は補助の対象としない。

(4) 事業実施者は、事業の実施中に変更を生じた場合は、速やかに中央果実協会に通知するものとする。

1 1 その他

(1) 本事業の補助金には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）等が適用される。

(2) 事業実施者は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規程の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。

(3) 事業実施者は、経理担当者を置き、補助金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととする。

(4) 補助対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、補助金を支出しない。

(5) 上記10の(4)の事業の変更のうち、事業実施者の変更、事業の取り止め、事業量又は事業費の30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項については、上記6の(2)に準じて補助金の変更交付申請を行うとともに、計画の変更を行う。なお、これら以外の軽微な変更については実績報告をもって代えることができるが、交付決定額は、補助金の変更交付を申請して承認された場合を除き変更することができない。

1 2 事業の内容についての問い合わせ先

(公財) 中央果実協会 横井、今井

電話 03-6910-2922

ウェブサイト <https://www.japanfruit.jp/contact>